

京阪神セキュリティサービス株式会社 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、
次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～2028年3月31日までの3年間
2. 内容

目標1：2028年3月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日
以上とする。

<対策>

- 2025年4月～ 年次有給休暇の取得状況の現状を把握
- 2025年5月～ 社内検討会での検討開始
- 2026年1月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 2026年2月～ 有給休暇取得状況のとりまとめによる取得促進のための取組開始